

清水町手数料徴収条例（平成12年清水町条例第4号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	名称	手数料の額等		手数料を徴収する事務	名称	手数料の額等	
(略)				(略)			
住民基本台帳法に基づく戸籍附票の全部又は一部の写しの交付	戸籍附票の全部又は一部の写しの交付手数料	1通につき	300円	住民基本台帳法に基づく戸籍附票の全部又は一部の写しの交付	戸籍附票の全部又は一部の写しの交付手数料	1通につき	300円
戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部、個人若しくは一部事項証明書交付手数料	1通につき	450円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	個人番号カード 1枚につき	800円
(略)				戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部、個人若しくは一部事項証明書交付手数料	1通につき	450円
(略)				(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。